

福 介 護 第 4 3 8 号
2018 年（平成 30 年）9 月 19 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

頻回の生活援助を位置付けるケアプランの届出について

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 10 月より、居宅サービス計画に通常の利用状況からかけ離れた訪問介護（生活援助中心型）の利用回数を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、市に届け出なければならないこととされています。

本市においては、別紙「頻回の生活援助を位置付けるケアプランの届出要項」に沿って届け出てください。

また、届出に関する Q & A も御参照下さい。

なお、厚生労働省からの通知等により、本市の取扱いに変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。変更がある場合は、再度、通知致します。

(問い合わせ先)

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号
福山市保健福祉局長寿社会応援部
介護保険課 事業者指導担当
TEL: (084) 928-1232

2018年(平成30年)9月19日

頻回の生活援助を位置付けるケアプランの届出要項

【1. 対象の居宅サービス計画】

2018年(平成30年)10月以降に作成又は変更したもののうち、厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助が中心である訪問介護を位置付け、利用者の同意を得て交付したものの。

厚生労働大臣が定める回数

要介護1 27回

要介護2 34回

要介護3 43回

要介護4 38回

要介護5 31回

【2. 届出期日】

当該計画に同意を得て交付した翌月の末日

※末日が閉庁日の場合は翌開庁日を期日とします。

【3. 届出する書類】

居宅サービス計画 第1表, 第2表, 第3表, 第4表(サービス担当者会議の要点),
アセスメント

※写しを提出してください。

※頻回の生活援助が必要な理由が記載された部分にマーカー(下線等)を引いて提出してください。

※上記書類の他に必要に応じて提出を求める場合があります。

【4. 届出先・方法】

届出先: 〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課

届出方法: 持参又は郵送

2018年（平成30年）9月19日

「頻回の生活援助を位置付けるケアプランの届出に関する」

Q&A（V o 1. 1）

①1回の訪問で、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合は回数に含まれるか。

（答）含まれない。

②月により利用回数が異なる場合。

（答）長期目標を設定した期間内で、位置付けた回数が最大値となる月の回数を用いる。

③ケアプランの作成月と同意を得た月が異なる場合はいつを基準とするのか。

（答）同意を得た月を基準とし、その翌月の末日までに提出すること。

④同意を得て交付した日とは、具体的にいつを指すのか。

（答）ケアプランに署名を得た日を指す。

⑤要介護度が確定していない場合。

（答）要介護度が確定した後に作成したケアプランを提出すること。（暫定プランに大きな変更がなく本プランとした際は、本プランを提出すること。）

⑥頻回な生活援助が必要な理由が記載された部分にマーカーを引くとあるが、どの部分に引けば良いか。

（答）利用者ごとにプランが違い、一概に回答できるものではないため、ケアマネージャーとして必要性を記載した部分にマーカーを引いていただきたい。

⑦届出日に窓口でケアプラン点検は行わないのか。

（答）行わない。